

教私第 2 1 4 4 号  
令和 6 年 9 月 3 0 日

関係私立学校等設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和 6 年度大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金に係る  
事業計画書等の提出について（依頼）

標記補助金について、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金交付要綱及び事務処理要領等に基づき、事業計画書等を作成の上、下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

なお、交付要綱、事務処理要領、事業計画書の様式等については、大阪府ホームページ上に掲載していますので、ホームページからダウンロードしてください。

## 記

### 1 提出書類

- (1) 令和 6 年度大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業計画書（対象者一覧表含む。）
  - (2) 授業料等特別減免申請書（様式第 1 号）の写し（対象者全員分）
  - (3) 授業料等特別減免申請書（様式第 1 号）に係る添付書類の写し等（対象者全員分）
  - (4) 生徒別補助金額算定表（対象者全員分）
  - (5) 課税総所得金額等積算書 ※要綱第 4 条第 3 号（収入激減）該当者のみ
  - (6) 家計支持者被災状況等申立書の写し ※要綱第 4 条第 4 号該当者及び教育長が必要とする場合
- ※(1)、(4)、(5)は学校で作成する書類です。電子データはメール、紙媒体は郵送で当課宛て提出ください。  
※(2)、(3)、(6)は生徒が準備・作成する書類です。紙媒体（写し）を当課担当宛て郵送願います。

### 2 大阪府ホームページ【私立学校（園）向けのお知らせ】（令和 6 年 10 月 1 日 H P 更新予定） [https://www.pref.osaka.lg.jp/o180160/2024\\_hisaigenmen.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180160/2024_hisaigenmen.html)

### 3 提出期限

- (1) 「失職」及び「失職相当」の対象者（要綱第 4 条第 1、2、4 号該当者）

**令和 6 年 1 1 月 1 日（金）【必着】**

- (2) 「著しい収入減」の対象者（要綱第 4 条第 3 号該当者）

**令和 6 年 1 2 月 6 日（金）【必着】**

※補助金の交付時期は、3 月下旬を予定しています。

#### 4 留意事項

- ・ 大阪府は、設置者の授業料減免計画が交付要綱及び事務処理要領に定める減免の要件等に適合することを確認した後、その結果を設置者に通知いたします。
- ・ 交付申請手続きについては、後日別途案内いたします。

**【問い合わせ及び提出先】**

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43  
大阪府庁新別館南館10階

大阪府 教育庁 私学課 小中高振興グループ

電 話 06-6944-6956 (直通)

e-mail shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp